

～これからの生活のために～

ガイドブック

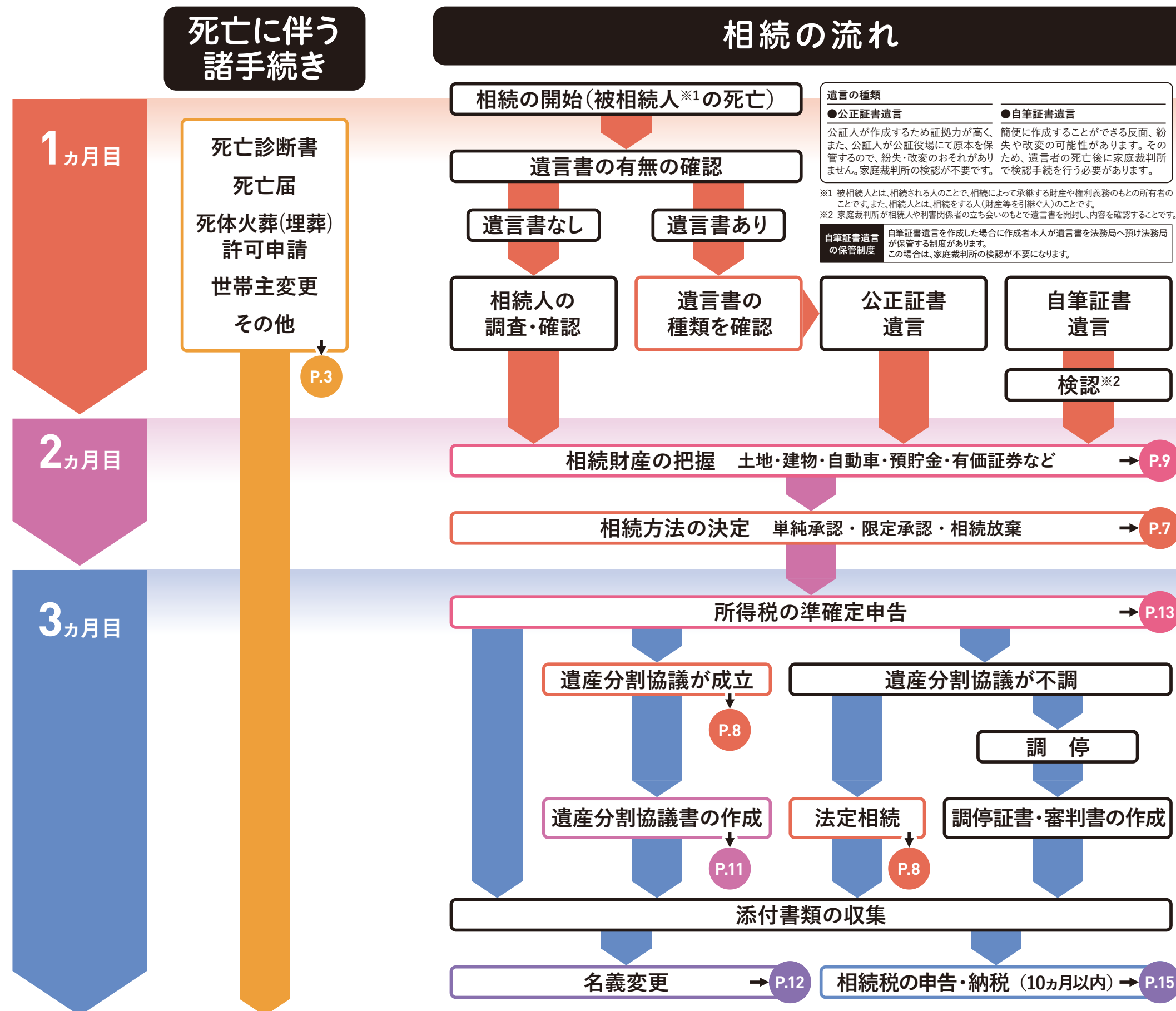
企画：(株)ライフケアパートナーズ
監修：ベストファームグループ

2023 年 12 月 1 日改訂

目次

死亡に伴う諸手続き	3
相続の種類とかたち	7
相続財産(遺産)の種類	9
相続人になれる人と 相続分の割合	10
遺産分割手続きに ついて	11
遺産の名義変更 について	12
故人の所得税の申告 (準確定申告)	13
相続税の申告	15
お役立ちコラム 相続のミニ知識	18
遺族年金	19
お役立ちコラム 「遺族年金の不支給決定」 通知が届いたら	20
ひとり親家庭の サポート体制	21
手続きチェックリスト	25

お亡くなりになってから相続完了まで



死亡に伴う諸手続き

● 死亡診断書

死亡を証明する効力を持つ書類。用紙は市区町村役場や病院等に備え付けられています。死亡診断書（死体を検案した医師が記入した場合は死体検案書）は死亡を診断した医師または歯科医師が記入します。用紙サイズはA3横型。右側が死亡診断書、左側が死亡届の併用形式が一般的です。

● 死亡届

正式名は死亡届書。死亡者の戸籍を抹消する届出書類として、死亡者の本籍地・死亡地または届出人の現住所地の市区町村役場に提出します。

必要書類	死亡診断書または死体検案書1通
届出期間	死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3ヵ月以内）

● 死体火葬（埋葬）許可申請

火葬または埋葬を行う場合は、死亡届を提出した市区町村長の許可証（死体火葬許可証・埋葬許可証）が必要です。そのため、死亡届の提出と同時に「死体火葬許可・埋葬許可申請書」を市区町村役場に提出し、許可証の交付

を受けます。火葬後に返却されたら、これを納骨する墓地等の管理者に提出します。

届出期間	死亡届と同時
------	--------

● 世帯主変更

世帯主が死亡したときは世帯主変更届を新しい世帯主の現住所地の市区町村役場に提出します。

届出期間	変更が生じてから14日以内
------	---------------

● 葬祭費・埋葬料・家族埋葬料

国民健康保険や健康保険の被保険者（加入者）が亡くなった場合、申請によって受けることができる公的給付です。加入している公的保険によって呼び方が異なります。

葬 祭 費（国民健康保険）		埋 葬 料（健康保険・共済組合）	
実際に埋葬を行った（費用を支払った）人に支給されます。 ※申請書類や支給額は自治体によって異なります。		被保険者（加入者）によって生計を維持していた人に支給されます。 ※埋葬料の申請ができる人がいない場合は実際に埋葬を行った（費用を支払った）人に埋葬費が支給されます。	
国民健康保険	健康保険（組合健保／協会けんぽ）	共 済 組 合	
申請先 被保険者の住所がある市区町村役場の保険年金課	申請先 組合健保（勤務先の健保組合） 協会けんぽ（全国健康保険協会）	申請先 各種共済組合	申請先 各種共済組合
申請書 国民健康保険葬祭費（支給）申請書	申請書 健康保険埋葬料（費）請求書	申請書 埋葬料（費）請求書	申請書 埋葬料（費）請求書
申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年以内	申請期間 死亡の翌日から2年	申請期間 死亡の翌日から2年	申請期間 死亡の翌日から2年
申請人 実際に埋葬を行った（費用を支払った）人	申請人 被保険者（加入者）によって生計を維持していた人	申請人 被保険者（加入者）によって生計を維持していた人	申請人 被保険者（加入者）によって生計を維持していた人

家 族 埋 葬 料（健康保険・共済）			
被保険者の家族や被扶養者が死亡したとき、被保険者に支給されます。請求人は被保険者となります。			
健康保険（組合健保／協会けんぽ）		共 済 組 合	
申請先	組合健保＝勤務先の健保組合 協会けんぽ＝全国健康保険協会	申請先	各種共済組合
申請書	健康保険埋葬料（費）請求書	申請書	埋葬料（費）請求書
申請期間	死亡の翌日から2年	申請期間	死亡の翌日から2年
申請人	被保険者（加入者）	申請人	被保険者（加入者）

● 医療費控除

確定申告の際に税務署へ申告書を提出します。控除の対象となるのは、支払った医療費より保険金などで補てんされる額を除いた全額が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%）を超えた場合です。保険適用外の医療費等も含まれますが、後述の

高額療養費として支給を受けた金額は除かれます。なお、医療費控除は、死亡日までに支払った医療費が対象のため、死亡した翌日以降に支払った医療費は対象外となります（相続税の申告時に債務に算入可能）。

提出先	管轄の税務署
-----	--------

● 高額療養費支給

一定の金額（自己負担限度額）以上の医療費を支払った場合、自己負担限度額を超えた金額が健康保険から支給されます。高額療養費の対象となるのは保険適用となる医療費のみで、保険が適用されない部分の医療費や食事療養費の自己負担額、差額ベッド代等の自費

部分は対象とはなりません。

請 求 先	国保は市区町村役場、社保は被保険者の勤務先所在地の協会けんぽ（全国健康保険協会）または勤務先の健康保険組合・共済組合
請 求 期 間	診療を受けた月の翌月の初日から2年

※自己負担限度額は被保険者の年齢や収入、直近1年間に高額療養費の支給を受けた回数等によって異なります。

● 年金の手続き（国民、厚生、共済の各年金）

年金を受給している人（および年金請求中の年金受給権者等）が死亡した時には、戸籍法で定められている死亡の届出義務者（同居の親族、その他の同居者、家主、地主または家屋もしくは土地の管理人等）が年金受給権者

死亡届を提出しなければなりません。

提出先	住所地を管轄する年金事務所または街角の年金相談センター
提出期間	死亡した時から10日以内（国民年金は14日以内）→遺族年金の詳細はP19参照

● 不動産・銀行口座・公共料金・クレジットカード等の名義変更

《不動産》

被相続人名義の不動産登記簿を相続人名義に変更する手続きをします。
→P12参照

《銀行口座》

金融機関は死亡の事実を確認すると口座を凍結するので、預貯金の払い戻しを受けるために名義変更が必要になります。→P12参照

《電気・ガス・水道》

使用者の名義変更は電話で変更可能です。
※口座振替等の場合は指定口座の変更が必要になるため変更届を提出します。

《電話》

名義変更（承継）については各電話会社へお問い合わせください。
※相続関係や死亡年月日がわかる書類が必要です。

《クレジットカード》 名義人の死亡による解約をカード会社へ電話で連絡します。
※カードの郵送を求められる場合があります。なお、残債も遺産として扱われるので相続の対象です。残債がある場合は法定相続人に対して残債の返済を求められます。

● 生命保険の請求

保険会社に連絡し、被保険者の氏名・契約番号（証券記号番号）など、必要事項を伝えと手続き書類一式が送られてきます。必要事項を記入のうえ、他提出書類も揃えて請求します。

必要書類	死亡保険金請求書・保険証券・死亡診断書または死体検案書・住民票（被保険者の死亡事実の記載があるもの）・受取人の本人確認ができる書類（運転免許証のコピー）など。
------	---

※災害死亡の場合は事故を証明する書類も必要です。詳しくはご加入中の保険会社の担当者にご確認ください。

● 団体保険による死亡保険金等の請求

団体保険は、団体（企業等）を契約者とし、その所属員の方にご加入いただく保険です。所属の団体が団体保険を契約している場合、保険金請求等は団体の担当者までご連絡ください。

● 労災保険／共済組合による遺族補償給付の請求

労災保険に加入している労働者が、業務が原因で亡くなった場合、労働者の遺族は労災保険から遺族補償年金または遺族補償一時金の給付を受けることができます。（通勤災害で亡くなった場合は遺族年金または遺族一時金となります）。また、共済組合に加入している職員が、公務（国家公務員・地方公務員）または業務（私学共済）もしくは通勤時に亡くなった場合、職員の遺族は各共済組合から遺族補償年金の給付を受けることができます。

《遺族補償年金》

労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者で、一定の条件を満たす受給資格者（配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹）のうち、最先順位にある受給権者に支給されます。

支給額	受給権者の数が1人のときは給付基礎日額153日分。2人のときは給付基礎日額201日分。3人のときは給付基礎日額223日分。4人以上のときは給付基礎日額245日分。
受給方法	労災保険加入者の場合： 遺族補償年金（業務災害の場合。通勤災害の場合は遺族年金）支給請求書を作成し、労働基準監督署の労災課へ提出する。 地方公務員共済組合（64組合）の場合： 遺族補償年金請求書を作成し、死亡職員（共済組合員）の所属していた任命権者を經由して地方公務員災害補償基金へ申請する。 国家公務員共済組合の場合： 遺族補償年金請求書を作成し、死亡職員（共済組合員）の所属していた組織の補償事務主任者を經由して、国家公務員災害補償制度の実施機関へ申請する。 私学共済の場合： 遺族補償年金請求書を作成し、日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）へ申請する。
請求期間	死亡の日の翌日から5年
必要書類	死亡診断書（死体検案書／検死調書の写し）・請求（申請）人と労働者（職員）との続柄を証明する書類（戸籍謄本など）・内縁関係の場合はその事実を証明する書類（住民票など）生計維持を証明する書類（住民票など）・受給権者または受給資格者が障がい状態にあるときはその事実を証明する書類（診断書など）

《遺族補償一時金》

労働者の死亡当時、年齢制限等によって遺族補償年金の受給資格者となれる方がいない場合や、受給権者が失権した場合で、他に年金の受給資格者がなく、すでに支給された年金総額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合に支給されます。

支給額	給付基礎日額（共済の場合は平均給与額）の1,000日分または給付基礎日額の1,000日分からすでに支給された年金総額を差し引いた額
受給方法	労災保険加入者の場合： 遺族補償一時金（業務災害の場合。通勤災害の場合は遺族一時金）支給請求書を作成し、労働基準監督署の労災課へ提出する。 地方公務員共済組合（64組合）の場合： 遺族補償一時金請求書を作成し、死亡職員（共済組合員）の所属していた任命権者を經由して地方公務員災害補償基金へ申請する。 国家公務員共済組合の場合： 遺族補償一時金請求書を作成し、死亡職員（共済組合員）の所属していた組織の補償事務主任者を經由して、国家公務員災害補償制度の実施機関へ申請する。 私学共済の場合： 遺族補償一時金請求書を作成し、日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）へ申請する。
請求期間	死亡の日の翌日から5年
必要書類	遺族補償年金と共通

● 労災保険等による葬祭料等の請求

被災労働者の葬祭を行う者に支給されます。葬祭を執り行う遺族がなく、社葬として被災労働者の会社が葬祭を行った場合は、その会社に対して葬祭料（業務災害の場合。通勤災害の場合は葬祭給付）が支給されます。

支給額	31.5万円+給付基礎日額30日分（最低保障額、給付基礎日額60日分）
受給方法	葬祭料請求書を作成し、労働基準監督署の労災課に提出します。
請求期間	死亡の日の翌日から2年
必要書類	死亡診断書／死体検案書／検死調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類

※地方公務員共済組合・国家公務員共済組合・私学共済の場合、窓口は「遺族補償給付」の申請先と同様です。

● 課税

《所得税の準確定申告》

相続人は、被相続人の1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税をしなければなりません。
➡P13 参照

《相続税》

亡くなられた方の財産を相続によって取得したときや、遺言によって財産を取得したときに生じる税金です。取得した財産が一定額以下の場合は、相続税がかからない場合もあるので、税理士等の専門家にご相談ください。➡P15 参照

《贈与税》

故人の遺言による贈与（遺贈）や、故人との契約による贈与（死因贈与）は相続税扱いとなりますが、死亡保険金において、保険料の負担者、被保険者、保険金の受取人がそれぞれ異なる場合は、保険料の負担者からその保険金の贈与があったものとみなされ、贈与税の対象となります。

相続の種類とかたち

相続の種類

単純承認

財産と債務を無条件・無制限にすべてを引き継ぐ方法です。相続開始を知った時から、3ヵ月以内（熟慮期間）に相続放棄または限定承認の手続きをとらない場合、自動的に単純承認となります。また、3ヵ月以内に相続方法を決定し手続きを進めていたとしても、相続財産の全部または一部を処分したときや、相続財産を一部でも秘匿し財産目録に記載しなかった場合は、自動的に単純承認したものとみなされます。

限定承認

被相続人の残した財産にプラスの財産とマイナスの財産があった場合、プラスの財産の限度においてマイナスの財産も相続し、それ以上のマイナスの財産を相続しない方法です。限定承認も、相続人が相続開始を知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所に限定承認の申し立てをしなければなりません。相続人が複数名いる場合は、相続人全員が共同して申し立てる必要があり、3ヵ月を超えてしまった場合は、原則としてプラスの財産もマイナスの財産もすべて相続する「単純承認」をしたこととみなされます。

相続放棄

相続する財産には、家や預貯金などのプラスの財産だけでなく、住宅ローンや借金などのマイナスの財産も含まれます。マイナスの財産がプラスの財産を超えている場合、相続人自身が負担する債務・借金が発生してしまいます。このような場合、相続開始を知った時から基本的に3ヵ月以内に、家庭裁判所に申し立てることで相続を放棄することができます。ただし、プラスの財産も一切引き継ぐことはできなくなり、放棄した相続権は法定の順位に従い、次の順位の人に移動します。

相続のかたち

1. 遺言

相続は遺言による相続と法定相続による相続との二本立てになっています。そして、被相続人が亡くなった後に遺言書が発見されれば、法定相続に優先して、遺言書に書かれた内容に従って相続が行われます。ただし、遺言書の形式は厳格に法律で規定されているので注意が必要です。

2. 法定相続

法定相続とは、民法で定められた相続人の範囲とその相続分のことで、被相続人が亡くなったときに相続する権利がある人を法定相続人と呼び、各相続人は、法律で定められた割合で分配することが可能となります。

3. 遺産分割協議

遺言書がない場合、相続人全員で話し合っ遺産分割を決めます。しかし、多数決というわけにはいかず、相続人が一人でも欠けた遺産分割は無効となります。遺産分割をする際に、相続人全員の協議により、各相続人の自由な意思に基づいて分割を決定した場合には、法定相続分に従わなくても有効であるとされています。遺産分割について合意がなされたときは「遺産分割協議書」を作成します。

相続放棄の熟慮期間の伸長

3ヵ月以内に単純承認をするか、相続放棄をする方がよいのか、判断する資料が揃わない場合は、家庭裁判所に申し立てることによって熟慮期間を伸ばすことが可能です。

3ヵ月経過後の相続放棄

マイナスの相続財産があることを知った時、相続開始からすでに3ヵ月を経過していても相続放棄が可能な場合があります。詳しくは司法書士などの専門家にお問い合わせください。

相続財産(遺産)の種類

相続の対象となる財産は、土地や建物、預貯金といった「プラスの財産」だけではありません。故人の残した借金や未払いの医療費、税金などの「マイナスの財産」も合わせて相続の対象となるのです。相続人にはこれらの相続財産を引き継ぐ権利と、引き継ぎを放棄する権利の両方があります。また、相続できる財産とはならないものもあります。

プラスの財産

- **不動産(土地・建物)**
宅地・住居・農地・店舗・貸地・配偶者居住権 など
- **不動産上の権利**
借地権・地上権・定期借地権 など
- **現金・預貯金・有価証券**
- **小切手・株券・国債・社債**
- **債権・貸付金・売掛金・手形債権**
- **その他**
株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権・動産(自動車・家財・骨董品・宝石類・貴金属・他) など

マイナスの財産

- **借金(支払債務)**
借入金・買掛金・手形債務・振出小切手 など
- **公租公課**
未払いの所得税・住民税・固定資産税 など
- **その他**
未払費用・未払利息・未払医療費・保証債務・預かり敷金・保証金 など

財産とはならないもの

- 墓地・仏壇・仏具・神具
 - 心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
 - 相続財産を特定公益信託に支出した場合の額
 - 相続人が受け取った死亡退職金のうち一定の金額
 - 公益事業を行うものが取得した財産で、その公益事業への使用が確実なもの
 - 相続人が受け取った生命保険金などのうち一定の金額
- など

相続人になれる人と相続分の割合

相続人とは、相続する権利がある人のことです。

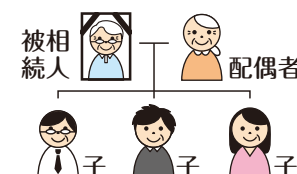
相続人が遺産を相続できる割合のことを相続分といい、その順位は法律で決められています。

相続人になれる人

常に相続人となれるのは配偶者です。それ以外で相続人になれる人は以下の順番で決まります。

A 配偶者+子(第一順位)

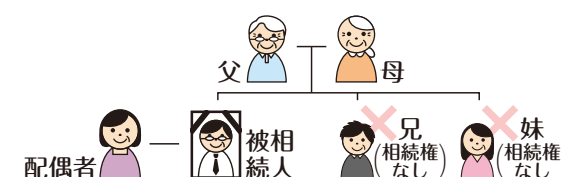
子は実子・養子ともに相続人になります。なお、配偶者が既に亡くなっている場合は子だけが相続人となります。



注意!
内縁関係(婚姻届を出していない場合)の方は相続人になれません。

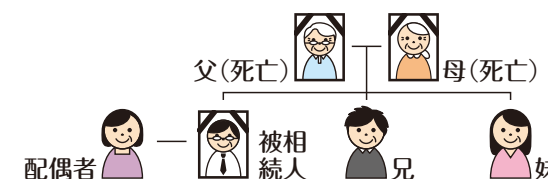
B 配偶者+直系尊属(第二順位)

亡くなった方に子がない場合は、亡くなった方の父母(父母が他界していれば祖父母)が相続人になります。



C 配偶者+兄弟姉妹(第三順位)

亡くなった方に子・父母・祖父母がいない場合には亡くなった方の兄弟姉妹が相続人になります。



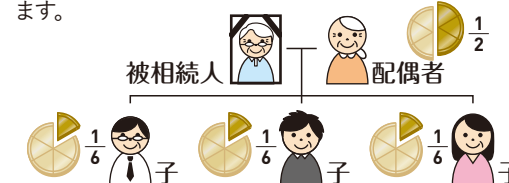
チェックポイント

上記は民法が定めた法定相続によるものです。遺言書がある場合は遺言書が優先されます(8ページ参照)。なお、遺言書の内容にかかわらず、法律で相続人に最低限保証される相続分があります(遺留分、18ページ参照)。

相続分の割合(例)

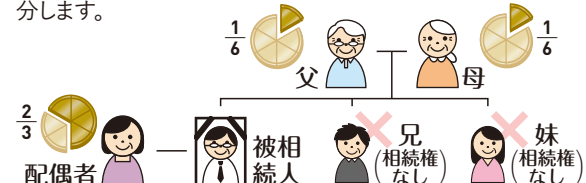
A 配偶者+子(第一順位)

子がいる場合は配偶者が1/2、子が残りを人数で等分します。



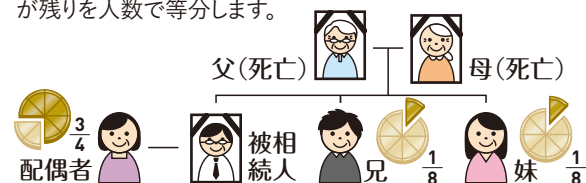
B 配偶者+直系尊属(第二順位)

子がない場合は配偶者が2/3、父母が残りを人数で等分します。



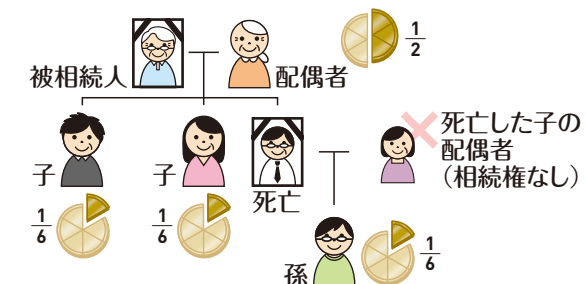
C 配偶者+兄弟姉妹(第三順位)

子・父母・祖父母がいない場合は配偶者が3/4、兄弟姉妹が残りを人数で等分します。



D 配偶者+子+孫(代襲相続)

相続人になるはずだった子がすでに死亡していた場合、その子の子(被相続人にとっての孫)が相続人になります。配偶者が1/2、子と相続権を引き継いだ孫が残りを人数で等分します。



第三順位の兄弟姉妹がすでに死亡している場合、相続権はその子(被相続人のおい/めい)のみ一代に限り引き継ぐことができます。

遺産分割手続きについて

相続人が確定し、相続財産のすべてが判明した段階で、個々の財産を各相続人に分配し取得させる手続きを行います。これを遺産分割と呼び、どのように分割するかを相続人全員で話し合うことを遺産分割協議と呼びます。遺言書がある場合は、原則として遺言書に書かれている通りに遺産分割をします。

遺産分割の時期

相続が開始してからいつまでに遺産分割を行わなければならないという期限はありません。ただし、遺産分割協議をしないと財産の名義変更手続きが進まず、例えば相続した不動産を売却したくても売却できないことがあります。また、相続税の申告が必要な場合、相続税申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内）までに遺産分割協議が成立していないと、配偶者の相続税額控除などの税額軽減の制度を受けることができなくなる可能性があります。

遺産分割のかたち

- 遺言書による分割（指定分割）**

被相続人が遺言書で遺産の分割の仕方を指定しておく方法です。「土地・家屋は妻に、預貯金は長男に相続させる」という遺言書があれば、共同相続人はこの遺言書どおりに分けることになります。
- 協議による分割（協議分割）**

遺言書がなかったり、遺言書があっても全財産の分割方法が指定されていない場合などに、共同相続人全員の合意によって遺産を分割する方法です。紛争を避けるためにも、合意ができた証明として遺産分割協議書を作成するのが一般的です。
- 調停・審判による分割**

遺産分割の協議がまとまらない場合や協議ができない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停委員または家事審判官が解決案の提示や助言をしながら話し合いを進め、合意が成立した場合は調停調書が作成されます。話し合いがまとまらずこの調停が不成立となった場合は自動的に審判手続きが開始されます。

遺産分割の方法

- 現物分割**

遺産をそのままの形で相続分に応じて分割する方法をいいます。（例：不動産は相続人Aへ、預貯金は相続人Bへ、株式は相続人Cへ）
- 換価分割**

遺産の種類によっては、現物分割を行うことが適当でないケースがあります。そのような場合に遺産を売却して金銭に換え、換価した金銭を相続分に応じて分割する方法をいいます。
- 代償分割**

分割のしにくい財産の対処法としてよく用いられます。ある相続人が全ての遺産を相続する代わりに、他の相続人に対してその相続人の相続分に応じて金銭を支払ったり、所有する他の財産を交付したりする方法をいいます。

遺産分割協議書の作成

遺産分割の話し合いがまとまったとしても、書面に残さなかったために遺産分割協議の内容について争いが起こる可能性があるため、話し合いがまとまったら、必ず遺産分割協議書を作成しましょう。 ※不動産・預貯金等の名義変更の際に「相続を証する書面」として遺産分割協議書の添付が必要となる場合もあります。

遺産の名義変更について

遺産分割の方法が決まったら、次は相続財産の名義変更を行います。

不動産

2024年4月1日から土地所有者が亡くなった際の相続人が不動産取得を知った日から3年以内に相続登記をすることが義務化されました。正当な理由がなく相続登記を怠ってしまうと10万円以下の過料の対象となります。

手 順	内 容
手続きの方法	物件所在地を管轄する法務局（登記所）に登記の申請をします
必 要 書 類	基本必要書類*・不動産の固定資産評価証明書
登記の費用	登録免許税が必要です

預貯金

一部の相続人が預金を勝手に引き出すことを防止するため、銀行などの金融機関は死亡の事実を確認すると口座を凍結します。凍結された預貯金の払い戻しを受けるための手続きは、遺産分割の前と後で異なりますのでご注意ください。遺産分割協議前に相続財産の預貯金から一定額を相続人が単独で払戻が認められております。相続開始時の預金額×3分の1×払戻者の法定相続分＝払戻額 ※一つの金融機関から払戻が出来る上限額は150万円までとなります。

名義変更の時期	内 容
遺産分割前	基本必要書類*、被相続人の預金通帳、金融機関所定の払い戻し請求書（払い戻しを希望される相続人の署名押印）
遺産分割後	基本必要書類*被相続人の預金通帳、金融機関所定の払い戻し請求書（取得者全員の署名押印）

株 式

上場株式の場合、証券会社、信託銀行は顧客ごとに取引口座を開設しているので、取引口座の名義変更手続きを証券会社等で行います。口座名義変更完了後、株式会社の株主名簿の名義変更手続きを行うことになりますが、この手続きに関しても、取引口座がある証券会社等が代行してくれます。

株式の種類	内 容
上 場 株 式	取引口座がある証券会社等で手続きを行います
必 要 書 類	基本必要書類*、株式名義書換請求書等の証券会社等所定の書類
非 上 場 株 式	発行した株式会社によって異なるので、発行した株式会社に問い合わせます

その他の財産

種 類	内 容
生命保険・損害保険	営業担当者またはお問い合わせ窓口へ連絡
自 動 車	陸運局（ディーラーでも代行可能）※軽自動車の場合は軽自動車検査協会
ゴ ル フ 会 員 権	死亡とともに権利が消滅するものもあるため、ゴルフ場へ連絡して確認
電 話 加 入 権	電話会社へ問い合わせ

*基本必要書類 遺言書ありの場合：遺言書、被相続人の除籍謄本、被相続人の住民票除票、被相続人との関係がわかる戸籍謄本（受遺者が相続人の場合）、受遺者の住民票（本籍地記載）、受遺者の印鑑証明書（銀行は発行から3ヵ月以内）
遺言書なしの場合：遺産分割協議書（法定相続人が複数の場合）、被相続人の出生から死亡までの連続戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍）、被相続人の住民票除票、法定相続人の戸籍謄本、法定相続人の住民票（本籍地記載）、法定相続人の印鑑証明書（銀行は発行から3ヵ月以内、不動産の登記は期限なし）

故人の所得税の申告 (準確定申告)

死亡した人の所得税は、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に相続人が申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

● 準確定申告の期限について

所得税の確定申告は「1月1日～12月31日までの所得を翌年の2月16日～3月15日」までに行うことになっています。これに対して準確定申告は「1月1日～死亡した日までの所得を、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に行います。

● 準確定申告の手続きを行う人

相続人または包括受遺者、相続人が2人以上いる場合は、各相続人が連署により準確定申告を行います。なお、相続人が2人以上いる場合は、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することも可能です。この場合は、他の相続人に申告した内容を通知しなければなりません。

● 準確定申告を行う場所

被相続人の死亡当時の納税地の税務署に申告します。
※相続人の住所地を管轄する税務署ではありませんのでご注意ください。

● 準確定申告が必要な場合

被相続人（故人）が以下に該当する場合、相続の発生によって準確定申告が必要になります。

個人事業主（自営業）だった

不動産を貸し出していた（アパート、駐車場など）

給与所得者で年間2,000万円超の所得があった

給与所得者で副収入が20万円超あった

生命保険や損害保険の一時金や満期金を受け取っていた

不動産を売却した

株式を売却した（証券会社の口座で源泉徴収されている場合を除く）

※被相続人が個人事業主で、その事業を相続人が引き継ぐ場合、準確定申告とは別に届出等が必要になります。また、被相続人が消費税の納税義務者だった場合は消費税の申告も併せて行う必要があります。

● 準確定申告に必要な書類

確定申告書（税務署にあります）・確定申告書の付表（税務署にあります）・給与や年金の源泉徴収票・医療費控除のための領収証・生命保険や損害保険の控除証明書
※以上の他にも書類を要求される場合があります。

● 準確定申告をすれば 税金が還付される場合

被相続人が以下に該当する場合、準確定申告をすることによって税金が還付される場合があります。

医療費控除を受けられた

住宅ローン控除を受けられた

年末調整後に扶養家族が増えた

年の途中で退職して年末調整をしなかった

年末調整で生命保険料控除や損害保険料控除を受けていなかった

災害や盗難にあっていた

国や特定団体などに寄付をした

※被相続人の給与や年金が源泉徴収をされていた場合、準確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。



● 準確定申告の所得控除

《医療費控除》

被相続人の1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して死亡日までに支払った医療費は控除対象となります。なお、死亡した翌日以降に支払った医療費は対象外です。入院中に死亡した場合、死亡後に入院費を支払っても医療費控除には算入されません。

※入院費用等の未払額は、被相続人が死亡した日までの費用なので、被相続人の債務の一部です。これを相続人が支払った場合、被相続人の債務の一部を相続人が承継したことになるため、相続税の申告時に債務へ算入することができます。

《保険料控除》

生命保険料・社会保険料・損害保険料などは、死亡した日まで支払った金額が控除対象です。

《配偶者控除・扶養控除など》

配偶者控除、扶養控除等の適用の有無に関する判定は、死亡日の現況により行います。

※準確定申告が必要かどうか、また、具体的な還付・控除に関しては税理士等の専門家にご相談ください。

相続税の申告

相続税とは、亡くなった方の財産を相続により取得したときや、遺言によって財産を取得したときに生じる税金です。亡くなった方を被相続人と呼び、相続によって財産を取得した人を相続人と呼びます。取得した財産が一定額以下の場合、相続税はかからないので申告の必要はありません（税理士等の専門家にご確認ください）。

※相続により取得した人を特に「法定相続人」、遺言書によって財産を遺贈された人のことを「受遺者」といい、この法定相続人と受遺者が相続税の「納税義務者」となります。

● 相続税が課税される財産

本来の相続財産

非課税相続財産を除く、金銭に見積もることができる経済的価値のあるもの全てをいいます。現金・預金・不動産・株式等の有価証券の他、著作権などの無体財産権と呼ばれるものも含まれます。

〔具体例〕

種 類	項 目
現 金・預 金	現金、小切手、普通預金、定期預金、当座預金など
土 地	宅地、田畑、山林など
土地上の権利	借地権、定期借地権、地上権、敷地利用権など
家 屋	家屋、庭園設備など
居住建物に関する権利	配偶者居住権
構 築 物	駐車場、広告塔など
有 価 証 券	株式、国債、地方債、社債、貸付信託・証券投資信託の受益証券など
家庭用財産	家具、什器備品、電話加入権、自動車、貴金属、宝石、書画骨董品など
事業用財産	機械装備、器具備品、自動車、商品、製品、売掛金など
そ の 他 財 産	貸付金、未収入金、ゴルフ会員権、著作権、特許権、立木など

みなし相続財産

相続税の手続き上では本来被相続人の財産ではないにも関わらず、相続財産として相続税の課税対象となる財産（生命保険金・損害保険金、死亡退職金、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、保証期間つき定期金に関する権利など）をいいます。これらは相続または遺贈により取得したものと同様であるとみなされて課税対象となります。

● 基礎控除と配偶者の税額軽減制度

相続税の基礎控除の計算式

相続税の基礎控除額＝3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

〔例〕 相続人が妻と子2人の場合は、法定相続人の数は妻＋子2人の合計3人となり、基礎控除額は3,000万円＋（600万円×3人）＝4,800万円となります。なお、2人の子のうち1人が相続放棄したときでも、放棄がなかったものとして法定相続人の数に含めます。そのため基礎控除額は4,800万円のままです。

配偶者の税額軽減措置

相続財産が法定相続分以下か、または1億6,000万円以下の場合、配偶者に相続税はかかりません。

※相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。ただし、申告期限までに分割されなかった財産について、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付し、申告期限から3年以内に分割したときは、軽減税額の対象になります。

● 相続税が課税されない財産

- 墓地、墓石、仏壇、仏具、神棚、香典
- 国、地方公共団体、特定の公益法人に寄付した財産
- 生命保険金のうち「500万円×法定相続人の数」（※1）
- 死亡退職金（功労金）のうち「500万円×法定相続人の数」
- 公益事業を行う者がもらった財産で、その公益事業に使われることが確実な財産
- 業務上の死亡で支給された弔慰金（死亡当時の月々の給料の3年分まで）
- 業務外の死亡で支給された弔慰金（死亡当時の月々の給料の半年分まで）

※1 相続人以外の人が受け取った死亡保険金は適用外です。

● 相続税の申告と納税

相続税申告書の提出期限 相続税の申告は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から**10ヵ月以内**

相続税申告書の提出先 被相続人の住所地を所轄する税務署

相続税の納付期限 申告書の提出期限と同じ日

納付期限の延長 災害その他のやむを得ない理由があるときは、国税庁長官、国税局長、税務署長の指定により、その納付期限を、その理由が終わった日から2ヵ月以内に限り延長されることがあります。

納付期限の猶予 災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合には、災害のやんだ日から2ヵ月以内に所定の申請書を税務署に提出すれば、損失の程度に応じて最長1年間、税額の全部あるいは一部の納税を猶予してもらうことができます。

相続税の延納 金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができます。※延納期間中は利子税の納付が必要となります。

相続税の物納 相続で取得した財産のうち、土地や建物など換金が難しいものが大部分で、延納によっても金銭納付困難な場合は国債や不動産、株式などで物納することができます。

● 相続税の税額計算例 （令和5年4月1日現在の法令をもとにしています）

相続税の税額計算は、以下①から⑦の手順で行います。

① 正味の遺産額の算出

土地・建物や預金等の財産から借入金や未払金等の債務を引いたものが正味の遺産額になります。
※生命保険金や死亡退職金はそれぞれ非課税限度額を超えた分が加算されます。

〔例〕 法定相続人は妻、長男、長女の3人／

現金・預金・株式(5,500万円)＋土地・建物(9,000万円・特例適用後※1)＋生命保険金(3,500万円※2)
＝総遺産額(1億8,000万円)の場合
⇒総遺産額(1億8,000万円)－借入金(600万円)－葬儀費用(400万円)
＝正味の遺産額(1億7,000万円)

※1 小規模宅地の評価減

※2 保険金額5,000万円とし、非課税分1,500万円(500万円×3)を差し引いた金額です。

②課税遺産総額の算出

正味の遺産額から基礎控除額を引いたものが課税遺産額になります。

正味の遺産額（1億7,000万円）－基礎控除額（4,800万円）＝課税遺産総額（1億2,200万円）

※基礎控除額＝3,000万円＋600万円×3（法定相続人の人数）

③法定相続分で按分

一旦、法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を計算します。

[例] 妻 1億2,200万円 × 1/2＝6,100万円
長男 1億2,200万円 × 1/4＝3,050万円
長女 1億2,200万円 × 1/4＝3,050万円

④相続税の総額の計算

速算表を使って相続税額を計算します。

[例] 《妻 6,100万円×30%（税率）
－700万円（控除額）＝1,130万円》
＋《長男 3,050万円×20%（税率）
－200万円（控除額）＝410万円》
＋《長女 3,050万円×20%（税率）
－200万円（控除額）＝410万円》
＝合計 1,950万円

[速算表] 相続税の税率と控除額

各人の法定相続分	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	－
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

⑤各人の相続税額の計算

相続税額の総額を実際に分けた額で按分します。

※以下は実際の分割も法定相続分で分割した場合の計算例です。

[例] 《妻 1,950万円 × 1/2 ＝ 975万円》
《長男 1,950万円 × 1/4 ＝ 487.5万円》
《長女 1,950万円 × 1/4 ＝ 487.5万円》

⑥税額控除の計算

配偶者は法定相続分に対する税額控除があります。

※課税遺産総額が1億6,000万円に満たない場合には1億6,000万円まで

[例] 《妻 控除額 ＝ 975万円》
※1億6,000万円以下のため相続税額の全額が課税控除の対象となります。
《長男 控除なし》
《長女 控除なし》

⑦納める税額

⑤の相続税額－⑥の税額控除額となります。

[例] 《妻 975万円－975万円＝0円》
《長男 487.5万円－0円＝487.5万円》
《長女 487.5万円－0円＝487.5万円》



お役立ち コラム

相続のミニ知識

法律を知っているかどうかで、相続する財産が大きく変わってくる場合があります。ここではその一部を抜粋してご説明します。

相続登記

相続を原因とする土地や建物の所有権の移転を法務局に届け出ることです。所有権のほか、抵当権も登記対象に含まれます。移転登記が遅れると新たな相続が発生し、手続きが複雑になる可能性もあるので、速やかな手続きが望まれます。不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記をすることが義務化されます。

遺留分

相続人に最低限保証されている相続分のことで、遺言で侵害された場合は請求できます（遺留分侵害額請求）。侵害された場合は、侵害された事実を知ってから、1年以内に手続きをしなければなりません。

寄与分

相続人のうち、被相続人の事業や財産の形成・療養看護などの貢献により、財産の形成・維持に特別に寄与した人は、寄与分を法定相続分に加えることができます。

※相続人の協議が家庭裁判所の審判によって取得できます。

相続人以外の親族にも金銭の請求を認める特別寄与制度があります。

※親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族になります。

特別の寄与分

相続人ではなくても、被相続人の親族である人に限って被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合には、特別寄与料の請求が認められます。

※特別寄与料は相続人と特別寄与者の協議が家庭裁判所で決定することになります。

3ヵ月後の相続放棄

民法では、基本的に相続開始を知った時から3ヵ月以内に相続放棄の手続きを取らなかった場合、単純承認をしたとみなされ、借金の場合でも、その全てを相続したことになります。しかし、被相続人と縁遠く、3ヵ月経過後に借金などの財産が判明した場合などは、借金の存在を知らなかったことを家庭裁判所に上申することで、3ヵ月経過後でも相続放棄が認められる可能性があります。詳しくは、司法書士などの専門家にご確認ください。

配偶者居住権

夫婦の一方が亡くなった場合、残された配偶者が亡くなった人が所有していた建物に、亡くなるまで又は一定の期間、無償で居住できる権利です。

内縁の妻が相続する権利

戸籍上の婚姻関係がなければ、相続する権利はありません。故人の身の回りのお世話を生前にした方や介護の世話をした方、また内縁の妻などをあわせて「特別縁故者」といいますが、通常、相続財産を受取る権利はありません。しかし、特別縁故者が相続財産を受取る方法が2つあります。

1. 被相続人に親族の身寄りがなくて相続人がまったく見当たらないという場合に、内縁の妻などが特別縁故者として家庭裁判所に申し立てる制度。
2. 被相続人が亡くなる前から、遺言書で財産を譲ることを指定しておく方法。遺言書では、相続人以外の第三者や見ず知らずの人でも、指定さえしてあれば財産を譲ることが可能です。

※遺留分についても考慮しておくことが大切です。遺留分を侵害して全財産を内縁の妻に譲る内容の遺言書を残して、トラブルの原因となったケースもあります。

離婚した場合の子どもが相続する権利

離婚により夫婦が他人になったとしても、親と子という関係に影響はないので、子どもは両方の親にとって相続人であることに変わりはありません。また、相続に関する権利は子どもの親権や同居の有無などとも関係ありません。再婚した場合、養子縁組をしないと法律上の親子関係が発生せず、新しい父親（母親）との相続権も発生しないので、子どもが再婚相手の相続人になるためには、養子縁組の手続きが必要となります。



遺族年金

遺族年金とは、死亡したときに残された一定の条件を満たした遺族に支払われる年金をいいます。これには国民年金の遺族基礎年金と寡婦年金、厚生年金の遺族厚生年金（共済組合の遺族共済年金）があり、加入している年金制度によって、それぞれ支給要件や受給できる金額が異なります。

受給にあたっては国民年金の場合は市区町村で、厚生年金がある場合は、国民年金分もあわせて年金事務所や各共済組合※で、それぞれ手続きが必要です。

※共済組合に加入されていた方が平成27年10月1日より前に死亡された場合、遺族共済年金分の手続き先は共済組合のみとなります。

● 遺族年金の種類・範囲・給付水準

加入している年金	国民年金	厚生年金	
職業	自営業	会社員	公務員・私学職員
支給される遺族年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金 遺族基礎年金	
遺族の範囲 (※1)	子のある配偶者 または子	配偶者または子、父母・孫・祖父母等 ※上記のうち最先順位者のみ ※夫・父母・祖父母は55歳以上（60歳から支給）	
遺族年金の給付水準 (※2)	老齢基礎年金の 満額と同額 (+子の加算)	故人がその時点で受け取るはずだった 老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3 (+中高齢寡婦加算)(※3) ※子のある配偶者または子には 遺族基礎年金も併せて支給	故人がその時点で受け取るはずだった 老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3 (+中高齢寡婦加算)(※3) (+経過的職域加算額) ※子のある配偶者または子には 遺族基礎年金も併せて支給

※1 子・孫については全ての制度で18歳年度末まで(障がい者で障がい年金の障がい等級1・2級の方は20歳未満)という年齢制限があります。

※2 厚生年金では被保険者（加入者）の加入期間が25年（300月）に満たずに被保険者（加入者）が死亡したときには、25年加入したものとして年金額を計算します。

※3 40～65歳で遺族基礎年金との併給はありません。

● 遺族年金の支給要件

年金受給者や被保険者（加入者）が死亡した場合、その人に生計を維持されていた遺族に支給されます。なお、被保険者（加入者）期間中に原則として被保険者（加入者）期間の3分の1以上の保険料の未納がなかったことなどが条件となります。

● 遺族年金への課税

国民年金・厚生年金などの遺族年金は非課税となり、所得税も相続税も課税されません。

● 確定給付企業年金法などに基づく遺族年金

以下の遺族の方に支給される年金などは、相続税の課税の対象になります。

1. 確定給付企業年金法第3条第1項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給される年金
2. 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される年金
3. 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金

遺族年金についてのホームページ 遺族年金に関する詳しい情報は以下の各ホームページをご覧ください。

- 地方公務員共済組合連合会 <https://www.chikyoren.or.jp/>
- 国家公務員共済組合連合会 <https://www.kkr.or.jp/>
- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

※アドレスは変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

お役立ち コラム

「遺族年金の不支給決定」通知が届いたら

遺族年金の支給を申請したのに、「遺族年金の年金受給資格がない」と判断されて遺族年金の不支給決定通知書が届くことがあります。これに納得がいかない場合は不服申立をすることができます。まず不支給決定に対して審査請求を行います。この審査請求で不支給と判断された場合でも、再審査請求が認められています。

【審査請求】

その処分があったことを知った日から3か月以内に各都道府県におかれている地方厚生局の社会保険審査官に対して行います。

【再審査請求】

審査請求の決定に不服な場合に行いますが、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に厚生労働省におかれている社会保険審査会に対して行います。

● 不支給と判断されるケース

《亡くなられた方と、遺族年金を請求した方の 現住所や住民票上の住所が別々だった場合》

「別々に暮らしている＝生計維持と生計同一の関係がなかった」と判断されて遺族年金が不支給になる場合があります。この場合は亡くなられた方の収入で生活していたことを証明できれば遺族年金が支給される可能性がありますので、『生計維持・同一証明書』に必要事項を記入し、第三者の民生委員、町内会長、施設長（施設に入所している場合）などの署名と証明印をもらって提出します。

《ご自分の前年の収入が850万円以上の場合》

亡くなられた方の死亡後5年以内に、退職などによって年収が下がることが確実であることを証明できれば、遺族年金が支給される可能性があります。会社の就業規則、雇用契約書のコピーなどを年金の申請書と一緒に提出します。

《内縁の妻で戸籍に入っていなかった場合》

内縁の妻であったことが証明できれば、遺族年金が支給される可能性があります。『事実婚に関する申立書』と『生計維持の申立書』を書いて、民生委員や町内会長などの署名と証明印をもらって提出します。

《厚生年金加入期間が300ヵ月未満で 年金の受給期間を満たしていない場合》

厚生年金、共済年金の加入期間、国民年金の保険料納付済み期間および免除期間とカラ期間の総合計が300ヵ月以上なら遺族年金支給の可能性があります。

※具体的な申立・審査に関しては、年金事務所や社会保険労務士などの専門家にご相談ください。

ひとり親家庭のサポート体制

【経済支援】

●児童扶養手当

父、もしくは母が死亡・離婚するなどし、養育者（父母以外でも養育者であれば対象）の所得が一定水準以下の場合に支給されます。18歳に到達する最初の年度末（3月31日）までが対象となります。

《特別児童扶養手当との併給》 児童が特別児童扶養手当を受給できる程度の障がいにある場合、児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給でき、さらに児童扶養手当は20歳に到達するまで延長されます。

《児童手当（子ども手当）との併給》 児童扶養手当は児童手当（子ども手当）との併給も可能です。
※詳細につきましては、お住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。

●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することを目的として、医療保険に加入していて所得が一定水準以下の場合に、保険診療の自己負担分を助成してもらえる制度です。
※詳細につきましては、お住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。

●生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金（就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等）を借入れることができます。
※詳細につきましては、お住まいの都道府県、市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

●各種奨学金

進学への意欲はありながらも家庭の経済事情により進学が困難な学生が、国やその他の育英組織から学費の一部を借りて、進学を実現するための制度です。日本学生支援機構をはじめ、次のような奨学金制度があります。

●日本学生支援機構奨学金 <https://www.jasso.go.jp/>

●地方自治体奨学金 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>

●その他の奨学金

民間団体奨学金（あしなが育英会、公営財団法人交通遺児育英会、財団法人アジア国際交流奨学財団等）／学校独自奨学金／特定分野の奨学金（看護師等修学資金、介護福祉士等修学資金、理学療法士等修学資金等）／新聞奨学金（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞等）など

※詳細につきましては、各団体・企業・学校、お住まいの市区町村の窓口、社会福祉協議会にお問い合わせください。

【就業支援】

●求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練（無料）によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すための制度です。本人収入、世帯収入および資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金が支給されます。

■職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度です（本人収入が月8万円以下などの支給条件があります）。

※詳細につきましては、お住まいの地域のハローワークにお問い合わせください。

●マザーズハローワーク・マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している人を支援する機関です。キッズコーナーの設置など、子ども連れで来所しやすい環境が整えられていて、予約による担当者制の職業相談や地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、一貫した支援を受けることができます。
※詳細につきましては、お住まいの地域のハローワークにお問い合わせください。

●自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父で雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象です。教育訓練を受講・修了した場合に、経費の60%（1万2千1円以上で20万円を上限）等が支給されます。
※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

●高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されます。また、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金が支給されます。
※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

【住宅支援】

●母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能です）。
※詳細につきましては、全国母子生活支援施設協議会またはお住まいの福祉事務所にお問い合わせください。

●公営住宅への優先入居制度

住宅に困窮しているひとり親・高齢・心身障がい者世帯等に対し、公営住宅に優先的に入居できるように配慮をする制度です。優先方法は、優先的に申し込める部屋を設定している場合や、抽選時の倍率を優先させる場合、ポイント方式を採用し、ポイントの高い順に住宅をあっせんする募集方式など、各自治体によって優先方法が異なります。
※申込みに関する条件に関しても各自治体で異なりますので、詳細につきましてはお住まいの自治体へお問い合わせください。

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）

ひとり親の自立の促進を目的に、児童扶養手当の受給者で母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対して、12ヶ月の範囲内で月額上限4万円まで入居している住宅の家賃の実費を無利子で貸付ける制度です。
就業していない方が1年以内に就職、または現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間引き続き就業を継続した場合には、貸付金の返還が免除されます。
※詳しくはお住いの都道府県にご確認ください。

【各種優遇制度】

●所得税・住民税の減免

納税者本人が寡婦または寡夫である場合に適用できる所得控除として、寡婦控除・寡夫控除があります（所得税：27万円、住民税：26万円。特定の寡婦に該当する場合は所得税：35万円、住民税：30万円）

●小児医療費助成制度

親が離婚または死亡した子どものいる家庭に対して、親と子の医療費の自己負担額の一部を助成する制度で、全額免除の自治体もあり、内容は自治体によって異なります。
※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

●交通機関の割引制度

JRの場合、生活保護や児童扶養手当を受けている世帯は、通勤定期乗車券を3割引で購入することができ、親の通勤または子どもの通学で使うことができます。

※他の交通機関でも割引制度が設けられている場合があるので、ご利用になる交通機関にお問い合わせください。

●国民年金・国民健康保険の免除

国民年金は、納めることが困難な場合に、保険料の免除が受けられます。国民健康保険は、所得が基準以下の家庭や、退職・倒産、何らかの理由により収入が大きく減少した場合などの支払いが困難なときに、保険料を減免できる場合があります。

※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

●粗大ごみ等処理手数料の減免制度

児童扶養手当を受給している世帯などは、粗大ごみ等処理手数料の減免制度がある場合があります。

※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

●上下水道の減免制度

児童扶養手当を受給している世帯などは水道基本料金や料金の一部が免除される場合があります。

※詳細につきましては、お住まいの地域の水道局にお問い合わせください。

●保育料の免除と減額

保育料負担者の死亡、長期にわたる疾病を理由に生活が著しく困難となったときなど、保育料の免除や減額の対象になる場合があります。

※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

.....【各種相談窓口】.....

●福祉事務所

住む場所を探したい、生活資金の援助を受けたいなど、これからの新しい生活を始めるにあたっての相談窓口となり、母子生活支援施設などへの入所も福祉事務所が窓口となります。

※詳細につきましては、お住まいの地域の福祉事務所窓口にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

●社会福祉法人 全国社会福祉協議会

<https://www.shakyo.or.jp/>

●社会福祉法人 全国母子生活支援施設協議会

<https://www.zenbokyou.jp/>

ともに、各都道府県・市区町村の、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、さまざまな福祉サービスを行っています。

●財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

各都道府県及び指定都市に所在する母子福祉団体の連絡協議機関として、全国の母子家庭および、ひとり親家庭・寡婦の福祉の増進を図ることを目的とした厚生労働省所管の特例民法法人です。

<https://www.zenbo.org/>

●母子・父子福祉センター

母子家庭等に対する福祉を目的とした施設で、子育て、健康、経済的問題など生活全般にわたるさまざまな相談に応じたり、生活指導や技能の習得支援、短期の職業指導、内職の斡旋、保育などを行っています。都道府県立、市町村立の母子・父子福祉センターがあります。

※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。



●子育て支援センター

子育てや育児不安についての相談、地域の子育て情報の提供、子育てサークルの指導、親子がくつろげる場の提供などを行っています。

※詳細につきましては、お住まいの都道府県または市区町村の窓口にお問い合わせください。

●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域に対する支援活動や相談・助言活動など、地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行っています。（民生委員は児童委員を兼ねています）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/minseiiin/index.html

●児童相談所

18歳未満の児童に関する問題に対処する機関です。児童が心身ともに健やかに育つことができるように、児童や保護者に最も適した援助や指導を行っています。

児童相談所相談専用ダイヤル：[フリーダイヤル 0120-189-783](tel:0120-189-783)

●児童館

0～18歳未満の子どもたちを、あそびを通じて健全に育成する施設です。数ある児童福祉施設の中で、唯一、子どもの意志で自由に利用することができる施設であり、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能も果たしています。

<https://www.kodomo-next.jp>

●年金事務所

年金に関する相談・手続き窓口です。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

電話での年金相談窓口：[0570-05-1165](tel:0570-05-1165)（ナビダイヤル） [03-6700-1165](tel:03-6700-1165)（一般電話）

受付時間 月曜日／午前8:30～午後7:00 火～金曜日／午前8:30～午後5:15 第2土曜日／午前9:30～午後4:00

.....【メモ欄】.....

手続きチェックリスト

自分たちで行える手続き

届出・手続き	手続き先・相手先	✓	届出・手続き	手続き先・相手先	✓
死亡届	市区町村役場（7日以内）	☐	生命保険住宅ローン	銀行（団体信用生命保険）	☐
死体火葬（埋葬）許可申請	市区町村役場（死亡届と同時）	☐	葬祭費	市区町村役場（国民健康保険）	☐
世帯主変更届	市区町村役場（14日以内）	☐	埋葬料	年金事務所 （健康保険・共済組合）	☐
戸籍謄本・改製原戸籍謄本・ 除籍謄本	市区町村役場	☐	未支給年金	年金事務所	☐
印鑑証明書	市区町村役場	☐	遺族基礎年金	市区町村役場	☐
住民票（除票）	市区町村役場	☐	寡婦年金	市区町村役場	☐
児童扶養手当認定請求	市区町村役場 （世帯主変更届と同時）	☐	死亡一時金	市区町村役場	☐
遺言書の確認	自筆証書遺言の場合は 家庭裁判所	☐	遺族厚生年金	年金事務所	☐
復氏届	市区町村役場	☐	遺族厚生年金（共済組合 期間があるもの）	年金事務所、各共済組合（※1）	☐
姻族関係終了届	市区町村役場	☐	遺族補償年金	労働基準監督署	☐
子の氏変更許可申請	家庭裁判所	☐	遺族補償一時金	労働基準監督署	☐
改葬許可申立	旧墓地の住所地の 市区町村役場	☐	不動産登記（土地・建物）	法務局	☐
準確定申告	税務署（4ヵ月以内）	☐	立木登記・立木図面	法務局	☐
国民健康保険証	市区町村役場	☐	借地契約	地主	☐
健康保険証	勤務先	☐	借家契約	家主	☐
運転免許証	警察署・公安委員会	☐	マンション賃貸契約	家主・管理会社	☐
パスポート	旅券事務所 （パスポートセンター）	☐	公営住宅	公営住宅管理会社	☐
貸金庫	契約銀行	☐	火災保険・地震保険	損害保険会社	☐
携帯電話	電話会社	☐	預貯金	銀行・ ゆうちょ銀行（郵便局）等	☐
学生証・社員証	学校・会社等	☐	株（上場株式等）	信託銀行・証券会社	☐
借金	銀行・ローン会社・ 消費者金融等	☐	株（非上場株式等）	発行会社	☐
クレジットカード	クレジットカード発行会社	☐	債権（国債等）	ゆうちょ銀行（郵便局）	☐
キャッシュカード	銀行・ ゆうちょ銀行（郵便局）等	☐	債権（社債等）	証券会社・発行会社	☐
リース・レンタル契約	リース会社等	☐	自動車（普通車等）	陸運局またはディーラー	☐
会員証	老人会・デパート・JAF等	☐	（軽自動車）	軽自動車検査協会	☐
無料バス	私鉄・バス会社等	☐	自動車保険	損害保険会社	☐
医療費の控除	税務署	☐	大型船舶（20t以上） 船舶登記簿謄本	法務局	☐
高額療養費の請求	市区町村役場・年金事務所	☐	小型船舶（20t未満） 登記事項証明書	日本小型船舶検査機構	☐
死亡保険	生命保険会社・損害保険会社	☐	保証金	保証金の預け先	☐
医療・入院保険	生命保険会社・損害保険会社	☐	電気	電力会社	☐
簡易保険・かんぽ生命保険	郵便局・かんぽコールセンター	☐	ガス	ガス会社・公営ガス会社	☐
死亡退職金	勤務先	☐	水道	水道局・水道事業管理者	☐
団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル等	☐	電話加入権	NTT	☐
			NHK受信料	NHK	☐
			ゴルフ会員権	ゴルフ場等運営会社	☐

届出・手続き	手続き先・相手先	✓	届出・手続き	手続き先・相手先	✓
特許	特許庁	☐	事業許認可	管轄官庁	☐
著作権	各著作権協会・文化庁	☐	住宅ローン	銀行等	☐
貸付金	貸付先	☐	借入金（クレジット等）	債権者	☐
墓地・霊園	寺院・霊園管理事務所	☐	保証人	債権者	☐

※1 平成27年10月より前の死亡については各共済組合のみ。

専門家に相談すると便利な手続き

届出・手続き	手続き先・相手先	専門家	✓
相続人確定（戸籍取得）	市区町村役場	行政書士	☐
遺産調査	引く継ぐ手続き先すべて	司法書士・行政書士・税理士	☐
遺産分割協議書の作成	相続人	行政書士	☐
遺言書検認申立（自筆証書の場合）	家庭裁判所	司法書士	☐
遺言執行者選任申立（遺贈の場合）	家庭裁判所	司法書士	☐
不在者財産管理人申立	家庭裁判所	司法書士	☐
成年後見人選任申立	家庭裁判所	司法書士	☐
特別代理人選任申立（未成年者の場合）	家庭裁判所	司法書士	☐
遺留分減殺請求調停申立	家庭裁判所	司法書士	☐
遺産分割調停申立	家庭裁判所	司法書士	☐
失踪宣告申立	家庭裁判所	司法書士	☐
相続放棄・限定承認申立	家庭裁判所（3ヵ月以内）	司法書士	☐
未登記建物表題登記	法務局	土地家屋調査士	☐
土地分筆登記	法務局	土地家屋調査士	☐
相続（名義変更）登記	法務局	司法書士	☐
死亡による会社役員変更登記	法務局	司法書士	☐
住宅ローンの引継ぎ	法務局・銀行・信用金庫	司法書士	☐
抵当権等の引継ぎ	法務局・銀行・信用金庫	司法書士	☐
所得税の準確定申告	税務署（4ヵ月以内）	税理士	☐
相続税の申告	税務署（10ヵ月以内）	税理士	☐
各種年金・各種共済受給手続き	市区町村役場・年金事務所	社会保険労務士	☐
健康保険の手続き	市区町村役場・年金事務所	社会保険労務士	☐
事業認可（古物商・建設業・農業・飲食等）	管轄官庁	行政書士	☐
特許	特許庁	弁理士	☐
借金の整理	債権者	司法書士	☐
不動産鑑定評価	税務書・裁判所	不動産鑑定士	☐

※弁理士は網羅的に対応可能です。

FP・税務相談 フリーダイヤル 0120-165-280

【サービス】遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます。
【受付期間】月～金曜日（祝日・12/28～1/4を除く）10:00～18:00
【ご利用対象者】日本生命の所定の企業保険のご加入者と同居のご家族、またはご加入者のご遺族

※ご利用の際は団体名をお伺いします。 ※ご遺族の方のご相談の利用期間は万一の時から3年間となります。
※FP・税務相談は（株）ライフケアパートナーズが提供する日本生命対象商品のご契約者様向け特典であり、
ご利用に際して生じた損害については日本生命は責任を負いません。

（注）

- 本書の作成にあたって、正確かつ間違いのない内容を記載するよう最大限の注意をはらっておりますが、データ・情報が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 本書に記載されている内容の実行については、個人の判断と責任のもとで行い、必要に応じて、法律（司法書士・弁理士等）および会計（税理士等）の専門家や有識者からのアドバイスを受けてください。
- 本書は特別な表記がない場合は、2023年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。
- 当資料では、法律・政令・規則等の法令や約款で用いられている用語を含め「障害」を「障がい」と表記しています。

